関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所6階大会議室

○議事日程

平成28年10月7日(金曜日)午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員(25名)

1番	早川	英雄	君		2番	早川	誠一	君	3番	佐藤	久雄	君
4番	早川	清治	君		6番	佐藤	善一	君	7番	清水	宗夫	君
9番	石木	治男	君	1	1番	大澤	慶一	君	12番	八木	豊明	君
13番	杉山	德成	君	1	4番	村井	由和	君	16番	亀山	浩	君
19番	横井	文雄	君	2	20番	中島	利彦	君	21番	増井	賢一	君
22番	加藤政	女比古	君	2	23番	土屋	尊史	君	25番	野村	茂	君
27番	日置	香	君	2	29番	相宮	千秋	君	30番	永井	博光	君
32番	伊佐地	地鐡夫	君	3	3番	川村	信子	君	34番	漆畑	和子	君
35番	岩田	幸子	君									

○欠席委員(7名)

8番	兼村	正美	君	10番	後藤	利彦	君	15番	山田	晴重	君
17番	安田	孝義	君	18番	篠田	泰道	君	26番	長屋	芳成	君
31番	岡田	忠敏	君								

○委員以外の出席者

経済部長	永田	千春	君	農業員会事務局長	足立	光明	君
農業委員会事務局課長補佐	長尾	成広	君	農業委員会事務局係長	渡辺	初美	君
洞戸事務所係長	山田	喜一	君	板取事務所主任主査	長屋	守世	君
武芸川事務所課長補佐	桜井	伸一	君	武儀事務所係長	中村	正	君
	I ====						

上之保事務所主事 大野 千春 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐(長尾成広君)これより農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章の ご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。 〇議長(佐藤善一君)農繁期の終盤になりましたが、明日明後日と天候が良くないこともあり、今 日は頼みの天気という事で欠席の方もいるようです。私の所は、終わりましていつもにない大豊作 になり、ほっとしております。

また、来月は農業担い手サミットがありますが、これに関連する事業をいろいろ組んでおられます。皆様方には、それぞれの立場でご協力をお願いします。

今日は、議案はあまりないようですが、その他の説明を皆様方に周知徹底していただくよう、事務局及び課長にお願いしてありますので、よろしくお願いします。

- ○事務局課長補佐(長尾成広君) ありがとうございました。続きまして経済部長の永田がご挨拶申し上げます。
- ○経済部長(永田千春君)今年は、台風が異常に多く、また長雨ということで農業にも大変影響があるようで、まだまだ稲刈りが済んでない所もあるようですが、明日明後日と第49回の刃物祭りが本町通りで開催されます。担当課も思考を凝らしてイベント成功に向け頑張っていますので、お時間を作っていただき、足を運んでいただきたいと思います。

また、9月議会で農地法の転用の関係で一般質問をいただきましたし、文教経済委員会の方でも 質疑をいただきました。所管である農業委員会の方でも、事案について報告するようご指示をいた だきました。後程、足立課長の方から説明をさせていただきます。審議をしていただくという事で はなく、情報共有ということでご説明をさせていただきます。また、農業委員会法の改正により皆 様方の農業委員としてのお立場や新しい委員の任命など、条例改正が今年の議会で予定をしており、 その点についても担当よりご説明をさせていただきますので、ご理解をいただけるようにお願いい たします。

- ○事務局課長補佐(長尾成広君)続きまして、議会で農業委員会関係で質問があった件について、 足立課長より報告をさせていただきます。
- ○事務局長(足立光明君)第3回定例会と決算委員会の中で、農地法関係の農業委員会に関する事項について説明をするようにというご意見をいただきましたので、今回説明させていただきます。

平成25年から洞戸栗原307番地の4で始まっております丹波きのこ園のきのこの栽培に関する事案です。被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業ということで、国の補助金等を受けまして事業者が耕作放棄地を農地として活用し、きのこ栽培をするということで始まった事業です。当然、農地の活用で地権者から丹波きのこ園等に対する3条等の申請は、当時出ておりましてその分のご審議はしていただいたところです。丹波きのこ園は、平成25年6月から操業開始いたしまして、平成26年7月で一時操業停止という形で事業がストップしておりました。その後この補助金については、関市の再生協議会等で補助金の受付をして出しているものですので、次の引受事業者を探して検討しておりました。26年11月にレインボーフーズ㈱でジャパンアグリテックという農業関係の親会社による子会社という形で事業継承がまとまりました。これによりまして、12月初旬に関市農業再生協議会から事業継承を承認し事業を再開したところです。平成27年1月に事業再開をして現在に至っておりますが、今回、農地の関係の事案につきましては、平成28年1月にレインボーフーズという会社は21棟あるきのこ栽培用のハウスの中の床にコンクリートを全面的に

敷設したという事がありまして、6棟分敷設したことによりまして、農地の適正使用に反するのではないかという事で、中止をさせていただきました。その後、平成28年2月に事業者、国、県、市等が集まり検討した結果、出来るだけ速やかに適正な形でコンクリート等の床を改修すべきという判断をしまして、事業者等にも伝えておりました。28年4月と8月に事業者を呼びまして再三事業進捗等を確認しましたところ、なかなか早期に着手ができないと、きのこ栽培が既に全体の棟で行われておりまして、改修等スケジュールがなかなか取れないということがあり、時間がかかり28年9月に改修の着手をし、現在その一部、改修工事を進めておるところです。

この件に関しましては、農地の適正使用という観点からは全面的にコンクリートの床を張るのは 適当ではないという判断で、農地の適正判断をするのは農業委員会の最終的なご意見をいただく必 要があり、ご報告をしておくべきということで、今回ご報告させていただきます。事業者等にも再 三お願いし、早期に改善していただくような話で進めておりますので、ご理解とご承知おきいただ きたいと思います。

○事務局課長補佐(長尾成広君) それでは欠席委員の報告をさせていただきます。8番兼村委員、 10番後藤委員、15番山田委員、17番安田委員、18番篠田委員、26番長屋委員、31番岡 田委員の7名です。

○議長(佐藤善一君)ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。21番増井委員、22番加藤委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〇事務局課長補佐(長尾成広君)農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、 審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1、2ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、関有知高校の北西420mほどに位置する農振農用地である田2筆3,237㎡及び畑3筆683㎡計5筆3,920㎡です。

譲受人は親子であり、そのうちの女性である母は、7月の総会にて破産した親族より持分を譲り受けており、今回、持分が同じである二人いる譲渡人の一人の持分を贈与にて譲り受けるとともに、もう一人の譲り受け人である息子は、持分が同じであるもう一人の持分を贈与にて譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は1、2ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、関有知高校の北西420mほどに位置する農振農用地である田2筆3,237㎡及び畑3筆683㎡計5筆3,920㎡です。

譲受人は1番の案件の二人いる譲受人の息子の方であり、申請地の持分を贈与にて譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の祖母に当たり、農業経営が困難になってきたため、孫である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

この件の持ち分は非常に細かくて分かりづらいですが、最終的に地元に住んでみえる親子に贈与するというものです。参考に、1番と2番の案件による所有権移転により、母の持分は、約37.5%、息子の持分は、62.5%になります。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、広見地内、広見公民センターの北北西410mほどに位置する農振農用地である田981㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営をしていないため、申請地を譲り渡したいというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町八幡地内、博愛小学校の北西740mほどに位置する田730 m²です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、申請地を譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、 許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。
- ○12番(八木豊明君)1番、2番の案件について、異議ありません。
- ○14番(村井由和君)3番の案件について、異議ありません。
- ○30番(永井博光君)4番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可 することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北西170mほどに位置する畑2筆568㎡です。申請人は、申請地に自己用住宅を建築したいというもの。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの南南西320mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆373㎡です。申請人は、申請地の西隣に居住しているが、手狭になってきたため、駐車場、離れ、農業用倉庫を建築整備したいというもの。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地一部畑であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、7ページになります。

申請地は、広見地内、広見公民センターの南100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地

288㎡です。申請人は、申請地の北隣に居住しており、住宅が手狭になってきたため、申請地の 北側にある宅地も含めて、離れを建築したいというもの。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、 住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。

申請地は、武儀中之保地内、武儀事務所の南南西180mほどに位置する登記地目畑、現況地目 宅地3筆320㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、手狭になってきたため、申請地 に離れと車庫を建築したいというもの。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、 住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、多良木公園の北東130mほどに位置する登記地目田、現況地目畑964㎡です。申請人は、農業経営が困難になってきたため申請地に太陽光発電施設を整備したいというもの。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

以上5件について、ご審議をお願いします。

- ○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。
- ○11番(大澤慶一君)1番の案件について、異議ありません。
- ○12番(八木豊明君)2番の案件について、異議ありません。
- ○14番(村井由和君)3番の案件について、異議ありません。
- ○20番(中島利彦君)4番の案件について、異議ありません。
- ○21番(増井賢一君)5番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜 県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の5件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、 意見を求めます。

議案で訂正があります。 7ページの譲渡人ですが、粟の後が・になっておりますが、倉の字が入ります。 申し訳ございませんでした。

議案は5ページからになります。

1番の案件 位置図は10ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋3丁目地内、桜ヶ丘ふれあいセンターの西250mほどに位置する畑2筆3,053㎡のうち1、868.92㎡、登記地目田、現況地目畑1,216㎡のうち790.9㎡及び登記地目境内地、現況地目畑13㎡計4筆2,672.82㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってき

たため、譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。なお、この案件につきましては、関市開発要綱の許可申請中です。

2番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は、平賀8丁目地内、富岡小学校の北東350mほどに位置する畑3筆564㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、息子の分家用住宅敷地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの西北西の210mほどに位置する田686㎡です。譲受人は、宗教法人であり、国道418号の拡幅により参拝者の駐車場が狭くなったため、申請地を譲り受け、駐車場の整備をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて、譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は13ページになります。

所有権移転 申請地は、東田原地内、大杉公民館の東530mほどに位置する畑771㎡です。 譲受人は、道路を挟んで西側にて板金業を営んでいる法人であり、事業拡大のため、申請地を譲り 受け、板金工場を建築整備したいというもの。譲渡人は、申請地を交換により取得し、農振除外に よりプレス工場を建築する予定であったが、資金調達が困難になってきたため、譲受人の申し出に 応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる敷地の1/2以内の拡張に該当するため、許可相当と判断します。

5番の案件 位置図は14ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、西田原地内、津保川田富橋の南東260mほどに位置する畑、400㎡です。使用借人は、家族が増え住居が手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘婿である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。事業計画変更の2番の案件と同 時許可になります。

6番の案件 位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北西310mほどに位置する畑、 165㎡です。譲受人は、申請地の南側にて刃物製造工場を営んでおり、駐車場が手狭になってき たため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲 り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。 7番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、西田原地内、大杉公民館の北西240mほどに位置する畑427㎡です。 譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、 自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図17ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、明生町3丁目地内、桜ヶ丘小学校の北西180mほどに位置する畑326㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、母である使用貸人より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

9番の案件 位置図は18ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、馬場出地内、倉知ふれあいセンターの西290mほどに位置する 登記地目畑、現況地目宅地2筆337㎡です。使用借人は、現在官舎に居住しており、義理の母で ある使用貸人より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、娘婿で ある使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

10番の案件 位置図は19ページになります。

所有権の移転 申請地は下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の西420mほどに位置する畑357㎡です。譲受人は、申請地の西側にて自身が役員を務める会社が共同住宅を所有しており、南側にある駐車場では手狭なため、申請地を譲り受け、共同住宅駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は20ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は中福野町地内、西部公民センターの南西480mほどに位置する畑一部雑種地198㎡です。賃借人は、薬局等を運営する法人であり、申請地を借り受けて、申請地の西側にできる医院の薬局を建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

12番の案件 位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は山王通西地内、十三塚公民センターの南西240mほどに位置する畑383㎡です。使用借人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を義父である使用貸人より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸

人は、娘婿である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から40年間としています。

13番の案件 位置図は22ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は小屋名地内、小屋名公民センターの東南東300mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑270.4㎡です。使用借人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を父である使用貸人より借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

- 9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。
 - 14番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は、下白金地内、下白金公民センターの西南西180mほどに位置する田、545㎡です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け、建売分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

15番の案件 位置図は24ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの北西150mほどに位置する畑3筆152㎡です。賃借人は、不動産業を営む法人であり、申請地を借り受けて、市内関口町にある事務所を申請地に移転したいというもの。賃貸人は、賃借人である法人の経営者であり、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から3 0年間としています。

16番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町地内、武芸川事務所の南東220mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆476㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、 事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計16件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- ○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。
- ○1番(早川英雄君)1番、2番の案件について、異議ありません。
- ○2番(早川誠一君)3番の案件について、異議ありません。
- ○3番(佐藤久雄君)4番、5番、6番、7番の案件について、異議ありません。
- ○7番(清水宗夫君)8番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)9番の案件は、本日欠席の10番後藤委員ですが異議ありませんとの事でし

た。

- ○11番(大澤慶一君)10番の案件について、異議ありません。
- ○13番(杉山徳成君)11番、12番の案件について、異議ありません。
- ○16番(亀山浩君)13番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)14番の案件は、本日欠席の17番安田委員ですが、異議なしとのことでした。
 - 15番の案件も欠席の18番篠田委員ですが、異議ありませんとのことでした。
- ○29番(相宮千秋君)16番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の16件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は11ページになります。

1番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋区画整理事業地内、北天神公民センターの南160mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地換地後の面積は229㎡です。当初事業計画者は、平成28年8月31日に5条申請にて自己用住宅を建築する予定であったが、資金調達において、当初事業計画者の自己資金及び融資可能額のみでは、建築計画の達成は困難になったため、計画がとん挫したというもの。承継者は、当初事業計画者とその妻であり、今回妻も登記名義人になることにより、資金調達において、融資計画等が満たされるため、申請地を譲り受け、夫婦にて自己用の住宅を建築したいというものです。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は27ページになります。

所有権移転、目的変更申請地は西田原地内、津保川田富橋の南東260mほどに位置する畑400㎡です。当初事業計画は、昭和56年12月3日に5条申請にて申請地を譲り受け刃物製造工場及び駐車場を整備する予定であったが、資金不足により計画がとん挫したというもの。変更後の事業計画者は、当初事業計画者の娘婿であり、現在両親と同居しており、住居が手狭になってきため、自己用の住宅を建築したいというものです。5条の5番の案件と同時許可になります。

以上2件のご審議をお願いいたします。

- ○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。
- ○1番(早川英雄君)1番の案件について、異議ありません。
- ○3番(佐藤久雄君)2番の案件について、異議ありません。
- ○議長(佐藤善一君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第5号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は12ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規1筆、1件、賃貸借権の設定に関するもの新規1筆、 1件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、2 筆2,808㎡。地区は、広見、武芸川町谷口の2地区。設定移転を受ける方は、(有)武芸川農産です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号の農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

議案については全て終わりましたが、条例改正について事務局より説明していただきます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)新しい農業委員会法は、4月から施行されておりまして、農業委員さんにつきましては今は経過措置ということで、来年の7月19日までは任期があるという事です。農業委員会法改正ということで、関市農業委員会等に関する条例案として、12月議会にかける前のものを農業委員さんに出させていただくものです。

条例につきましては、関市の合併が平成17年2月7日にあり、関市と合併した5町村の6農業委員会ありました。17年4月に武儀と上之保で関東農業委員会、旧関市を関中央農業委員会、武芸川、洞戸、板取を関西農業委員会ということで、3つの農業委員会になりました。23年には関市農業委員会に3つが合併した経緯があります。その合併時に、東農業委員会長より農業委員会が減り活性化しなくなるので何か残して欲しいという要望により、農政推進委員を関市の農業委員会条例に加えて、今に至っています。今回の改正では、農業委員会等に関する法律が27年9月4日に交付され、施行は今年の4月1日からです。それに伴い農業委員の公選制の廃止、公募による市長からの任命制への移行、委員定数の半減、農業委員会が公募し委嘱する農地利用最適化推進委員の設置、農地利用最適化の推進とは、担い手への農地の集積集約や耕作放棄地の発生防止及び解消、新規参入の推進を言いますが、今まで任意だったものが明文化、法定化されたという事で、今回の条例第2条の委員定数の変更や条例第3条の最適化推進委員の設置及び条例第4条・5条の選考委員会の設置、農地利用最適化推進委員の設置に伴う農政推進委員の廃止を追加するというような所が主な内容です。簡単に1条から6条を読置に伴う農政推進委員の廃止を追加するというような所が主な内容です。簡単に1条から6条を読

まさせていただきます。

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。) の規定に基づき、本市の農業委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものと する。

ここからが変わってきます。

第2条 法第8条第2項に規定する委員会の委員の定数は、19人とする。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数です。法第18条第2項に規定する農地利用最適化推 進委員の定数は、25人とする。

第4条につきましては、農業委員の候補者の選考をどのようにするかで、一般の外部の方を募る 選考委員会と内部の評価委員会の二つのパターンがありますが、内部よりは外部の方に選考してい ただいた方が良いということで、選考委員会方式で考えております。

第4条 市長は、委員会の委員(以下「農業委員」という。)の候補者を選考しようとするときは、 次条第1項に規定する関市農業委員選考委員会の意見を聞かなければならない。

第5条は、関市農業委員選考委員会です。市長の諮問に応じ、農業委員の候補者の選考に関し必要な事項を調査審議するため、関市農業委員選考委員会を置く。2項、選考委員会は、委員5人以内をもって組織する。3項、選考委員会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 農業に優れた識見を有する者、(2) 農業委員を経験した者、(3) 農業者の組織した団体からの推薦者、(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者。そして4項として、前3項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるという事です。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるという事です。

附則のところでは、この条例は決まりましたらその日から施行するという事になります。そして、 経過措置としまして、委員さんにつきましては来年の7月の任期までその効力を有するということ や、農政推進委員も任期までその効力を有するというところです。

農業委員の報酬につきましては、今の所は案ですが、全国平均が3万円ということですが、岐阜県でそれを超えているのは、岐阜市、高山市、可児市ですが、どこも農業委員さんと適格化推進委員さんと金額を同じにしているところや、会長や職務代理は変えているところがあります。私どもも検討しておりましたが、国から全国農業会議所を通じて農業委員の報酬を上げるようにと指示があり、このように案として上げさせていただきましが、国の専門官が農業会議にみえた時に言われたには一定の要件を満たしていただければ、特定の金額は出すこと。明文化された農地利用の集積化集約化が関市全体でどれだけ出来たかという点と、遊休農地をどれだけ解消したかをポイント制にし、それによって成果給として出したいという所で条例化してほしいと、そういう所で上げてくれという意味だと思いますが、今まで全国で161農業委員会が新法に移行しておりまして、農業委員や最適化推進委員を設置してみえますが、条例化している所は鹿児島市1市しかないそうです。それも条例を作るのは難しいということでした。専門官の方が言われるには、このようにやるように言われるんですが、条例にそぐわない所もあり成果給というのは、年度末に4月に遡って出すという事ですが、成果給がなければ金額は上げる方向でおりますが、これに成果給を付けるとなると、2月くらいに申請して年度内に支払えるかどうかなど煩雑であり大変な所もありますので、今の所案ということでご承知おきください。

農水省より移行された161委員会について、通知がありました。定数が応募数と同数だったところが殆どであったと、一般の方に応募し易く、選考委員会を作ってやってもらうと言ったところで同数だったらもっと周知活動をして定数より多くの方に応募してもらいその中で選ぶという形に

出来ないかというような指摘や女性農業委員や青年農業委員50歳未満の若い方がゼロだったところも沢山あり、今すぐ是正とは言わないが、今後取り組まれる9割ぐらいの農業委員会についてはそのようにやって欲しいというようなところや、市長の任命というところで議会の同意を得るのに議会推薦をしているところがあったので、それはおかしいので気を付けて欲しいという意見がありました。その定数や応募につきましては今回の農業委員については、農業委員を半減し認定農業者をその半減された中の半分以上を基本的にはしなさいと、それが足らない場合は認定農業者に準ずる方、担い手の方や人・農地プランに載っている方などいろいろな方達を入れてはどうかということで、条件がいろいろあり女性農業委員や青年農業委員や農業に全く関係ない方を1人以上入れる事や、認定農業者については、地域性で偏っているような所があり、その様な所をバランス良くとなると応募だけでうまく行くのかどうか。応募だけでは人数が足らず、根まわしや調整をして定数になるようにしてみえる所もありまして、農水省にこういう風にやっている流れがありますがどうですかと聞くと、答えられなかった。いろいろ条件を付ておきながら、定数通りではいけない、もっと応募しなさいというふうに言ってみえて、なかなか難しい所でしょうが、事前にこれが決まりました。皆さんに周知していろいろな所で説明を行いまして、応募していただけるようにしていかなければと強く思っております。

変わった所は、選挙による所が公選制の廃止ということで全く変わってきましたし、農地利用最適化推進委員を25名とさせていただいております。農家数の2015センサスとか耕地面積農林統計平成27年7月15日というところですと、関市は2560農家で2490haで、最適化推進委員につきましては100haあたりに一人まで最高置くことが出来るという事ですので、関市は25名です。農業委員会によりましては、農業委員数と最適化推進委員数を合わせられる、最適化推進委員数が多い所は、農業委員と合わせられるというところもありますし、美濃市さんですと面積が少ないので農業委員の方が多くて最適化推進委員は4人ぐらいとかのところもありますが、関市はこれに合わさせていただいたというようなところでございます。

あと、選考方法につきましては、外部の方に入っていただいて決めていただいた方が、より公平公正でありますので、選考委員会形式を取らさせていただいております。今回、応募してから2週間後に中間発表し終わりましたら、どれだけの方があったというのをホームページ等で公表をするようになっております。農政推進委員という制度ですが、平成23年に東・中央・西の農業委員が合併した際にあった農政推進委員会は、今は補助金をいただいて日当6500円お支払させていただて進めさせていただいておりますが、実質活発的に動いてみえるのは洞戸地区だけということで、会長や職務代理とも事前にご相談させていただきまして、農政推進委員制度はそれに代わる農地利用最適化推進委員制度が出来るという事で、なくさせていただく方向で進めていきたいということでございます。地区の推進委員につきましては、この条例は12月末くらいに下りると思いますが、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則や農業委員会の選考委員会に関する規則とかそういうものにつきましては、来月の総会で規則につきましても農業委員会条例と同じ時期に上がって1月~2月に募集という流れに持っていくという事で、来月の総会の時に詳しく出させていただきますが、農業委員会に関する条例につきましてはこのような形で提案させていただきたいという事でご意見をいただければと思います。

- ○議長(佐藤善一君)改正の農業委員会条例につきまして事務局から概略の説明がありましたが、何かご質問ありますか。
- ○23番(土屋尊史君)地区割りの人数は大体決まっているんですか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)地区割りにつきましては、選挙区を考えており今ですと第1~第

5選挙区ありまして、その選挙区の中で割っていこうと考えております。第1選挙区を富岡、田原、富野で最適化推進員で6名、第2安桜、旭ヶ丘、倉知、下有知で6名、第3瀬尻、小金田で6名、第4の富之保、中之保、下之保、上之保で3名、第5の洞戸、板取、武芸川で4名というところで見てはどうかと。旧町村でと見た時に、実質100haないところがありますので、そこは大きくくくれば置き易いということで、ただ関市全体でくくってしまうのはどうかということで、5選挙区でくくってはどうかと規則を考えております。

- ○23番(土屋尊史君) それは最適化推進委員の人数も含めてということですか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)農業委員につきましては、選挙区がありません。暗に選挙区があるという事かもしれませんが、旧村につきましては最低委員1人、最適化推進委員1人、そういう風に置けるように区割りとか検討していこうという流れです。旧村でというと、面積が足りないとアウトになってしまうので、旧選挙区位で割って行けばその中に人数がもっていけるという事で検討しております。
- ○議長(佐藤善一君)他にありませんか。
- ○2番(早川誠一君)任期が7月19日で20日から新しく動いて行くんですよね。そうすると大体のタイムスケジュールは決まっているのですか。周知徹底と言うか、それに合わせて私達が地域の方へ周知をどうしていくのかを考える必要が出てくると思いますが。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)1月または2月に募集をかける予定で、1月位には皆さんに周知させていただくように会合とかホームページや広報に掲載したり、農事改良組合や農協などのいろいろな団体に説明をさせていただきます。選考委員会を応募し委嘱してという流れになります。6月の議会の同意を得て、7月20日からということになります。農業委員も最適化推進委員も同時並行しても良いということになっており、両方に応募していただくことは可能ですが、ただどちらかになるということになります。また農業委員ですが市の住民でなくても良いというところもありますので、市外の方が応募していただいても問題ないということです。そこで、瑞穂市が市内に住居を有する者と条例を作ってみえたそうですが、それは法律違反だということだそうです。例えば法人で働いて見える方が、市外の方で農業委員ということも考えられます。
- ○23番(土屋尊史君)全然農業を知らない人が応募してきて出来るのですか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)そこは皆さん農業等に見識がある方に選考していただくという所です。規制改革会議では、農業委員は農業に全く関係ない人でやれとか無謀な論議で、もっと減らしてしまえとかいった話が農業団体の巻き返しがあって、農地利用最適化推進委員というのが出来たり、全く農業に関係ない人も意見を言えるようにという事で最低1人以上入れるようにというような流れに狭まってきました。当初は、農業に関係ない人でやれという所で、結構見る目が農業関係でない人にとってはどうなんだという話が出てきておりましたがそういうような流れでした。実際どうなるかは農業関係の方がほとんど関わられることになると思います。
- ○14番(村井由和君)農業委員が行っている3条、4条、5条の現地確認の関係はどうなりますか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)農業委員の区割りは全県区という事ですけど、それを地区割りを暗にしまして関わっていただくような事になるかと思います。
- ○14番(村井由和君)ある程度地区を分けて選考するという形になるという事ですか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)していただけると有り難いです。例えば、認定農業者というと田原地区に多かったりで地区が固まっていますので、そうすると偏り過ぎてしまうので、バランス良く出来ていくといいのかなという思いではあります。

- ○14番(村井由和君)全く自分が知らない地区で確認しないといけないという可能性はあるという事ですね。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)その可能性はあります。美濃市さんの場合ですと最適化推進委員も含めて農業委員会の総会を十何人だそうですがやられるそうです。報酬も1万円だそうです。法律には最適化推進委員は総会には参加できるが意見は言えないとかそういうのがありますので、その辺が同等とやる時に、意見と見るのか見ないのかや、採決の時はないと書いてあるので採決はしてもらわないという風にやってみえるところもあります。

美濃加茂市さんだったと思いますが、農業委員と最適化推進委員が結局1人は全く農業に関係のない人を入れるので、それより1人減らして最適化推進委員をしてペアで地区を出来るようにすると考えてみえるところもあるそうです。

- ○14番(村井由和君) そうなると地域の環境保全などについては、最適化推進委員の方が中心になってやるという事ですか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)農業委員会に関する法律に書いてある事は、どちらかと言うと机上で決定する事が農業委員だと、だから地区割りはないと、先程言いましたが地域の農地の集約集積とか遊休農地の解消とか、大規模法人とかの参入し易くするのが農地利用の最適化という事ですけど、その現場でやる方が最適化推進委員だという位置付けですので、その文言通りやるか、また一緒に一体的になってやっていくか、また先程その人数をお聞きしたのも25名ということになっていますが、それを18名ぐらいにして、美濃加茂市さんの様に農業委員さんとペアになるように組む方法もあり場合によっては考えられますので、そういう事を暗にお話させていただいたという事です。そうすると農業委員さんの範囲が広くなったりして、あとこの地区は最適化推進委員さんと二人でというような所があったりするかもしれませんので、そこら辺の組み方ですが案としては、どれくらいがいいのかなというような所を皆さんにお尋ねさせていただいておりますし、数字的なことですね、最高25名までは置けるという事ですので、25名にするか農業委員は19名までという事ですので、18名くらいにしてペアを組んでその地区というように、わざと選考するようにするとかですねそうするとまた、選考方法や応募状況によって偏っている所とかあったりもしますので、そこら辺が検討課題です。
- ○23番(土屋尊史君)最適化推進委員さんが、地区で見回りをして承諾の印鑑を押すという事で すか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)印鑑を押すのは農業委員さんです。
- ○23番(土屋尊史君)農業委員の誰かが付いて行かないといけないということですね。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)最適化推進委員さんは農転の事ではなくて、農業委員会法に書いてあるのは、農地法に関することは明文化されておりました。それに関して先程も言いましたが農地利用の最適化で農地の集約や遊休農地の解消や大規模の参入が農地利用の最適化なんですが、最適化が農業委員会法に今回明文化されました。その明文化された方をやっていくのが最適化推進委員で、農業委員会は農転の方です。
- ○23番(土屋尊史君) そうなると19名が、農地を全部見回ってきて、ここで今のような意見の 発表をするということですね。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君) そういう事になるのかなと思いますが、もしみなさんにご意見があれば、最適化推進委員と農業委員をうまく組み合わせてミックスしてやられた場合に・・・
- ○23番(土屋尊史君)説明は最適化推進委員にしていただいて、
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)議決権はないですよ。

- ○23番(土屋尊史君)議決権はないけど、説明だけしていただいて・・・
- ○事務局課長補佐(長尾成広君) どうするかですね。まだそこら辺はやってみないと分からない所もありますので、ご意見があればという所です。
- ○14番(村井由和君)農業委員会も基本的には事務局が説明したことを説明通りと了承していく訳なので、どうしても意見があればそれぞれの農業委員さんや最適化推進委員さんが意見書を付ければいいことなので、そういう形で省略していかないと同じことを繰り返しで、特に3条は基本的には望ましいことなので、割愛してもいいと思うんです。その辺りを含めてもう少し研究をしてください。
- ○2番(早川誠一君)組織についてですが、年に一回農振除外の審査がありますよね。私はそれには関わっていませんが、最適化推進委員と農業委員がその審査に関わらない人もいるんですよね。 私は全体像が分からないのですが、もう少し上から見た組織の見直しというか、特に農振については・・・
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)農振は、農務課の中にありまして、農振と農転は別物です。農振 委員さんが、農業委員さんを兼ねてみえる所もあれば、そうでない所もあるというのが現状だそう です。今、農振が締め切られて委員さんを見てみますと、前農業委員さんがなっている所があるん です。そこは地区で変えていただいた方がまだいいのかなと思う所もあります。今の農業委員さん が関わってみえないので。
- ○2番(早川誠一君)今のような事も分かっていると先程村井さんが言われたことも環境とかそういう全体の判断が出来るんですが、要するに分からなくてそれぞれの組織から意見を聞いて、上の人は分かるかも知れないけれど、そこをどういう風に組織として関市全体の農業をどうするかという、農業委員だけでなくてついでに見直していくといいのかなという気がします。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)農振もということですね。
- ○23番(土屋尊史君)この前も送って来ているんだけど、農振の名簿を出しなさいと、私に決めよと言う訳ですよ。こういう人を入れましょうとある程度は書いてあるけど、それを私が全部頼んで書いて名簿を出さないけないのかという話ではなしに、地区の方に上げてやるのか、行政としてどこかにあれするのかやってくれないと・・・
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)同じように地区の会長さんに文書は出していると思います。
- ○11番(大澤慶一君)下々にも来ておるんです。会長や副くらいで選考して改良組合や区長さんや土木水利委員も入ったりしますけど、選考してこの名簿で出しましたという事で、私はどうしても嫌だと言われれば別の人を選ぶけど。
- ○23番(土屋尊史君)改良組合の誰々だとか、何々をやっているとかの情報は何も来ていない。
- ○11番(大澤慶一君) それは私らも、区会へ行って区会の名簿を貰ったり、農協へ行って改良組合の名簿を貰ったりして、人が重ならないようにバランス良く。
- ○23番(土屋尊史君)出すなら農務課の方がこういう人達がメンバーにおりますのでこの中から あなた達で調整してくださいというくらいにしてくれないとね。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君) それだと市が暗に指名しているようなものなので、そういう形を とらせていただいております。
- ○23番(土屋尊史君)行政側が最終的に判断するんですよね。
- ○11番(大澤慶一君)こちらから書いて出せば、市はそれで承認してくれると思うよ。
- ○23番(土屋尊史君)私が承諾も取らずに他の人を書いて出したら、市としてはそれで承認になっていってしまう訳ですよね。

○事務局長(足立光明君) 先程農振の地区委員のお話が出ておりましたので補足させていただきます。

9月に農振の申請が締め切られまして、農務課としましては地区のそれぞれの委員会にまずかける形で委員さんの選任といいますか、承認いただくような形で地区の方へご案内をいたしております。地区で推薦といいますか選任をいただくという作業がまず第一段階としてありまして、継続等でお願いできる所は結構なんですが、改めて代わっていただくという事になりますと名簿をいただくという段取りになっておりまして、これを10月から11月の初めぐらいにかけて各地域で除外の審査をさせていただいて、改めて市の全体で地区の関市全体としての委員会を設けたいと思っております。こういう手順でやっておりまして先程の全体が分からないという所もありますけど、なかなか土木関係の内容とか関市全体の農業のあり方につきましては、非常に複雑な組織等が絡み合っておりまして分かりづらい所もあると思いますが、今後そのいう点は出来るだけ分かるような形に検討していく必要があると思いますので、市の方も考えて行きたいと思いますのでご理解をよろしくお願いします。

- ○14番(村井由和君)規則は上がってないけど、規則で決められたことは出てきますか。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)規則については、委嘱の方法や選考委員会の決め方、委員の選任の仕方です。施行規則とかに入っているものをうたってあるというような形とか決めるとすると欠員補充が全く書いてないですので、そこを6分の1にするか3分の1にするかとかがポイントになってくると思います。

条例につきましては、この様に上げさせてもらってもよろしいですか。文言とかにつきましては、 総務管財課で精査しまして、12月議会に上げさせていただくと、それまでにこれに伴う規則で来 月みなさんにまた見ていただくというようなところでございます。

次は、農地転用の資金証明書の添付についてというところですが、県の農村振興課から添付書類につきましては今までは転用面積3,000㎡以上かつ転用事業費1,000万円以上の場合に限って資金証明をですね、預金の残高証明や融資証明などや、親戚から借りる場合はその貸付書みたいなものとかですね、そういうものを出していただいていたものですが、本来は付けなければならない事になっております。農水省から愛知岐阜三重がこの運用をしており、長年直せ直せと言われており、農地法の改正もありまして、それに合わせて結構強く指導されたので、12月16日締切の来年1月総会分から4条5条事変の資金証明につきましては、普通に家を建てる場合でも資金証明が要るということになります。例えば、私が土地を買って家を建てる場合に銀行からお金を借りることになりましたので、銀行の証明が要るとかまた、不動産屋さんで本来は更地分譲してはいけない用途地域ではない所の場合は、資金証明が付くことによって下の土地だけでなく上の部分もいるという事です。例えば5区画分の建売分譲住宅を計画してる不動産屋さんがあったなら、その下の土地にかかるお金が1,000万の5区画分で5,000万で、上物が2,000万なら5区画で1億で合計1億5,000万の資金証明がいるという事です。

12月くらいには混乱があるかもしれません。これは、県の農村振興課から行政書士会の方にも案内しておりますので、市の窓口にみえた方には渡すようにしております。農業委員さんにも聞かれたりするかもしれませんので、これは変わったのではなく、本来の農地法の施行規則に書いてあるものに農水省から是正措置があって直したということですので、連絡させていただきます。

 \bigcirc 1 4番(村井由和君) 4条 5条の申請があった時には、農業委員に話があった時には内容の確認はするんですか。

○事務局課長補佐(長尾成広君)確認は、私どもの方で県に確認しつつさせていただきますので、

もしない場合は必要だとお話していただければと思います。

- \bigcirc 1 4番(村井由和君)そこまで確認するということになると、覗き見したみたいになってしまうので。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)付いている確認だけでいいです。
- ○2番(早川誠一君)今日のような事変はなくなるということですね。2分の1、2分の1のようなあんな例がなくなるということですね。
- ○14番(村井由和君) お金が足らないから出来ないという事がないという事ですね。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)そうです。銀行が融資の段階になってダメだと言ってきて、農転で出し直したという話です。しっかりした資金計画が事業の確実性という事で、資金計画がしっかりしていて農転を出すという本来の姿に戻ったと解釈していただければと思います。
- ○議長(佐藤善一君)議案等の審議はすべて終了いたしました。 その他について事務局の説明を求めます。
- ○事務局課長補佐(長尾成広君)次回の総会は、11月7日月曜日ですが、規則の案件と農振の案件がありボリュームがありますので、午前9時より市役所6階大会議室において行います。
- ○議長(佐藤善一君)これをもちまして閉会といたします。

午前11時52分閉会

本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

21番 関市下之保1449番地

22番 関市上之保1139番地

(EII)